

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、「2026年度末までの約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めています。

当組合におきましても、これらの取組みに合わせ、下記のとおり対応を実施いたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆手形・小切手の最終振出期限設定について

**最終振出期限：2026年9月30日（水）**

2026年10月1日（木）以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。



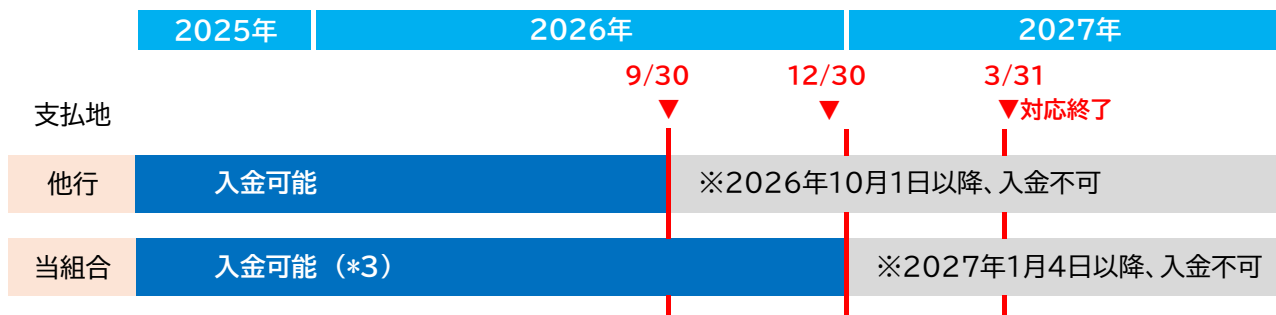
(\*1) 手形については、支払期日が2026年12月30日までは振出可能となります。

(\*2) 受取人の取引金融機関が、手形・小切手の入金受付を終了している場合があります。

### ◆他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了について

**受付終了日：2026年9月30日（水）**

他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付を終了いたします。



(\*3) 当組合を支払地とする手形・小切手等については、2026年10月1日以降も預金口座への入金が可能です。最終振出期限を経過している場合は受付いたしかねます。

◎手形・小切手の全面電子化に向けた当組合の取組みについて

| 実施日        | 実施内容  |
|------------|---|
| 2025年3月31日 | 当座預金の新規口座開設受付の廃止                                    |
| 2026年1月5日  | 当座預金の払戻請求書（出金票）による払戻し開始                             |
|            | でんさいサービスと法人インターネットバンキングとの連携開始<br>でんさいライトサービスの申込受付開始 |
| 2026年3月31日 | 手形帳・小切手帳の発行受付終了                                     |
|            | 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付終了                      |
|            | 自己宛小切手（保証小切手）の発行受付終了                                |

◎代替決済手段について

当組合では、手形・小切手に代わる決済手段として、「法人インターネットバンキング」、「電子記録債権（でんさい）」、「でんさいライト」をご用意しております。

手形・小切手機能の電子化により、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担や印紙税等コストの削減など、様々なメリットがございますことから、早期にご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上